第９章　移動タンク貯蔵所の基準（危政令第１５条）

第１移動タンク貯蔵所の区分

移動タンク貯蔵所の形式については、次のとおりである。（昭和 48 年消防予第 45 号）

1　単一車形式の移動タンク貯蔵所

単一の車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所

2　被けん引車形式の移動タンク貯蔵所

前車軸を有しない被けん引式車両（以下、「セミトレーラー」という。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所で当該セミトレーラーの一部が、けん引自動車（以下、「トラクタ」という。）に載せられ、かつ、当該セミトレーラー及びその積載物の重量の相当部分が、トラクタによって支えられている構造のもの。

3　積載式の移動タンク貯蔵所

移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有し、危険物を貯蔵した状態で移動貯蔵タンクの積み替えを意図した移動タンク貯蔵所で、次の２形式に区分される。

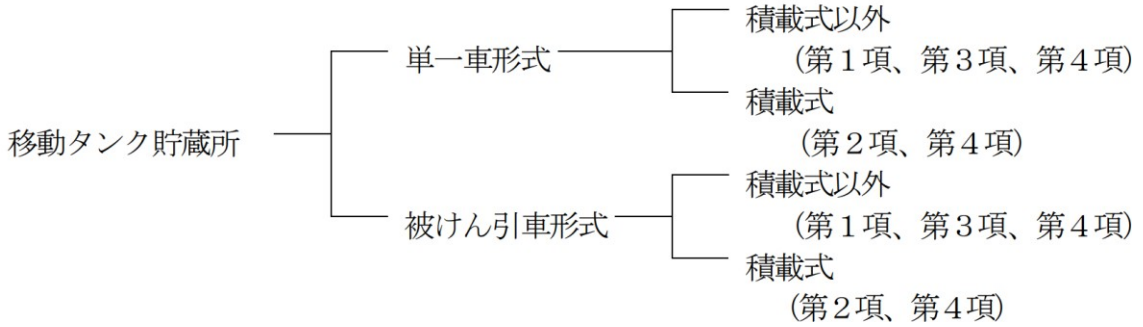
⑴　単一車形式

単一車両及び移動貯蔵タンクにより構成されている。

⑵　被けん引車形式

セミトレーラー及び移動貯蔵タンク（タンクコンテナ等）により構成されている。

※形式の適用



※　灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に貯蔵タンクを積載し、Ｕボルトで固定し、積替えを行わないもの）は、積載式以外の移動タンク貯蔵所（単一車形式）に該当する。（平成元年消防危第 64 号）

第２　移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1　「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」（昭和 48 年消防予第 45 号）によるほか、次によること。

⑴　常置場所（第１項第１号、第２項から第５項）

ア　既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。ただし、新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は、この限りでない。

イ　屋外及び屋内の常置場所には、移動タンク貯蔵所の周囲に０．５m以上の幅の空地を有するよう指導すること。なお、複数の移動タンク貯蔵所を設置する場合、それぞれの移動タンク貯蔵所の周囲に設ける空地は相互に重ならないようにすること。

ウ　常置場所は、建築物等の可燃性の部分及び火気を使用する箇所から火災予防上安全な距離をとるよう指導すること。ただし、防火上有効な塀がある場合は、この限りではない。

⑵　移動貯蔵タンクの構造（第１項第２号）

タンク鏡板にマンホールを設けることはできない。（昭和 55 年消防危第 155 号）

⑶　注入ホース、配管等（第１項第１５号）

ア　配管に設けるサイトグラスは、火災予防上安全なものとするよう指導すること。（平成 13 年消防危第 24 号）また、結合金具に設けるサイトグラスは、「給油ホースの結合金具について」（昭和 57 年消防危第 39 号）及び「危険物移動タンク貯蔵所の結合金具におけるサイトグラスの使用について」（昭和 57 年消防危第 49 号）によること。

イ　吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。（昭和 55 年消防危第 53 号）（昭和 56 年消防危第 42 号）

ウ　小分けを目的とする給油ホースの長さに定めはないが、必要最小限の長さにとどめるよう指導すること。（昭和 52 年消防危第 59 号）

エ　ボトムローディング方式（充填所での危険物受け入れ時にタンク上部でなく、吐出口及び底弁から受け入れる方式）の移動タンク貯蔵所の構造は、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造」（昭和 57 年消防危第 15 号）によること。

オ　バキュームにより吸排出する方式は、引火点７０℃以上の危険物に限り認められる。（昭和 52 年消防危第 59 号）

カ　動植物油類を貯蔵及び取り扱う場合、蒸気による加熱配管を設けることができる。なお、当該配管は危政令第９条第２１号イの水圧試験の例により水圧試験を行うよう指導すること。（昭和 52 年消防危第 37 号）

⑷　表示設備（第１項第１７号）

危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備は、その内容を鏡板に直接記入することで認められる。（平成元年消防危第 64 号）

ア　複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が５％以上１０％以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合は、次によることができる。（平成 10 年消防危第 90 号）

（ｱ）　当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が１０％を超えるタンク室が生じる。

（ｲ）　許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定する。

（ｳ）　移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて算定する。

イ　圧送ポンプ、容器詰め替え用のホース、ノズル等は、引火点４０℃未満の危険物のみを貯蔵する移動タンク貯蔵所には設けることはできない。ただし、引火点４０℃未満の危険物と引火点４０℃以上の危険物を、同時に又は交互に貯蔵する移動タンク貯蔵所においては、設けることができる。（引火点４０℃未満の危険物に当該ポンプ等を使用することはできない。）

⑸　ポンプ

ア　ポンプの動力源として、車の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められず、外電から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは、認められる。（引火点４０℃以上の危険物に限る。）（昭和 51 年消防危第 71 号）（昭和 53 年消防危第 62 号）

イ　被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを設けるときは、けん引車側にポンプを設ける等火災予防上支障のある場合は認められない。（昭和 57 年消防危第 54 号）（昭和 58 年消防危第 124 号）

⑹　安全装置

安全装置のパッキンの材質としてコルク又は合成ゴム（耐油性を有するものに限る。）を使用することができる。（昭和 46 年消防予第 1 号）

⑺　その他

ア　混油防止装置を取り付ける場合は、次によること。（昭和 56 年消防危第 109 号）

（ｱ）　底弁は手動閉鎖装置の閉鎖弁と一体となっていること。

（ｲ）　手動閉鎖装置の閉鎖弁は送油する時以外は閉鎖されていること。

（ｳ）　電気配線関係は防爆を考慮したものを使用し、機器は防水型の箱に収め、各スイッチはアークの発生しない構造とすること。

（ｴ）　当該装置を取り付けても目視等による定期点検を行うことができること。

イ　防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合は、次によること。（平成元年消防危第 64 号）

（ｱ）　可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合には、電気設備は、防爆構造とすること。

（ｲ）　当該カメラを設置することにより防護枠の強度に影響を与えないものであること。

２　積載式移動タンク貯蔵所（第２項）

⑴　許可の件数、対象、コンテナの積み替え等

「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」（平成 4 年消防危第 54 号）によること。

⑵　位置、構造、設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」（昭和 48 年消防予第 45 号）によること。

⑶　国際輸送用のタンクコンテナ

国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」（平成 13 年消防危第 50 号）、「国際輸送用積載式指導タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付につい て」（平成 4 年消防危第 93 号）によること。

３　航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所（第３項）「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」（昭和 48 年消防予第 45 号）によること。

４　国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（ＩＭＤＧコード）に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所（第５項）

⑴　「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（ＩＭＤＧコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について」によること。（平成 16 年消防危第 35 号）

⑵　ＩＭＤＧコードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定について適合すること。（平成 25 年消防危第 25 号）

第３　移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

１　移動タンク貯蔵所による危険物の移送を行う場合においても、法第１０条第３項に規定する貯蔵及び取扱いの基準に適合すること。（昭和 59 年消防危第 19 号）

２　貯蔵タンク内に危険物を積載した状態で、移動タンク貯蔵所を２４時間以上駐停車させる行為は、原則貯蔵と判断する。（車両の故障等、24 時間以上停車せざるを得ない場合は除く。）なお、危険物を積載した状態で行う２４時間未満の駐停車は、危険物の移送途上であると判断し、移送の基準を適用する。

３　移動タンク貯蔵所から引火点が４０℃以上の第４類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により

自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満の場合は認められる。（平成 2 年消防危第 105 号）

４　容器に収納された危険物を、車体に固定された専用ケースで運ぶことについて、移動タンク貯蔵所は移動貯蔵タンクによる移送が一義的な形態であるが、同時に移送している危険物との関連性や数量等によっては認められる場合もあること。（平成 14 年消防危第 29 号）